

津市予防接種県外接種費用助成金交付要綱

平成 2 6 年 3 月 3 1 日訓第 2 8 号

改正 令和 4 年 7 月 7 日訓第 7 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民の健康の保持に寄与するため、予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号）第 2 条第 2 項に規定する A 類疾病に係る定期予防接種（以下「予防接種」という。）を三重県の区域外の医療機関等（以下「県外医療機関等」という。）において接種した者又はその保護者に対し、その費用（以下「接種費用」という。）を助成すること（以下「助成」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「保護者」とは、親権を行う者又は後見人をいう。

(対象者)

第 3 条 助成の対象となる予防接種の対象者は、予防接種の対象年齢に達した本市の区域内に住所を有する者で、県外医療機関等において予防接種を受けるものとする。

(予防接種の範囲)

第 4 条 助成の対象となる予防接種の範囲は、本市が三重県の区域内の医療機関等（以下「県内医療機関等」という。）に委託する予防接種の内容と同様とする。

(助成金の額)

第 5 条 接種費用に対する助成金の額は、本市が県内医療機関等に委託する予防接種に係る契約単価と同額とする。ただし、接種費用の額が当該単価に満たない場合は、当該接種費用の額と同額とする。

(助成の申請)

第 6 条 助成を受けようとする者は、予防接種県外接種費用助成申請書（別記様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 予防接種に係る予診票

(2) 予防接種に係る領収書

(助成の決定)

第7条 市長は、前条の規定による提出があった場合は、その内容を審査し、
適当と認めるときは、助成金の額を決定し、助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により、助成金の交付を受けた者があ
るときは、その者から既に交付した助成金の額に相当する金額の全部又は一
部を返還させることができる。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月7日訓第72号）

この訓は、令和4年7月8日から施行する。